『教科書事務・質疑応答』

【問】９月以降に転学や編入学してきた児童・生徒に対しても上巻本を給与することができるか。

また，３月に転学してきた児童・生徒にはなぜ教科書は無償給与できないのか。

【答】９月以降つまり第２学期に，なお分冊本の上巻本を使用している場合には，第２学期になってその学校へ転学又は編入学してきた者又は転学してきた者に対し，分冊本の上巻本を給与することは差し支えない。

３月に転学してきた児童・生徒については，教科書を使用する期間がきわめて短いこと及び文部科学大臣と発行者との間の精算事務処理上の理由から，教科書は無償給与できない。２月末日までに転学した児童・生徒が給与の対象とされている。

【問】長期欠席児童・生徒にも教科書は無償給与できるか。

【答】長期欠席中の児童・生徒も，義務教育諸学校に在学する以上，当然給与の対象となるが，給与の時期は，これらの児童・生徒が出席を開始したときが適当であろう。ただし，自宅や病院等で学習するために必要な場合，適応指導教室等で学習することを在籍する学校の校長に認められた場合は，給与することも差し支えない。

なお，児童・生徒が長期欠席し，いったん納入指示した教科書を給与できない状況にある場合は，速やかに教科書を発行者に返付し，給与が可能な時期に，改めて納入指示を行うこと。

【問】外国人の子どもも教科書無償給与の対象となるか。

【答】義務教育諸学校に在学する児童・生徒であれば，国籍のいかんを問わず，給与の対象として差し支えない。

【問】複式学級において，特別の教育課程を編成したため，通常の教科書給与では支障が生じる。この場合，特例的な教科書給与は可能か。

【答】 複式学級において，教科により特別の教育課程を編成し２箇学年以上の児童・生徒でクラス編成を行う場合，下記のような給与を行うことができる。

①２箇学年以上の児童・生徒が各学年用の教科書を併せて使用して授業をする場合，例えば小学校第５学年と第６学年の児童による複式学級のクラス編成の下で，１年間で第５学年用の教科書と第６学年用の教科書を併せて使用する場合，第５学年の児童には，第５学年用の教科書と第６学年用の教科書を給与できる。

②児童・生徒が所属学年用の教科用図書に代えて，その他の学年用の教科用図書のみを使用する場合，例えば小学校第３学年と第４学年の児童による複式学級のクラス編成の下，第３，４学年用の内容を１年ごと，交互に学習する教育課程を編成している場合，第４学年用の内容を学習する年にそのクラスに在籍している第３学年には，第３学年用の教科書に代えて，第４学年用の教科書を給与できる。　（教科書無償給与事務の手引より 平成14年４月）

【問】中学校の第３学年に転学や編入学してきた生徒に理科（第一分野）及び理科（第二分野）の上巻本を給与することができるか。

【答】中学校の理科（第一分野）及び理科（第二分野）は，第１学年・第２学年で両種目の上巻本を使用し，第２学年・第３学年で両種目の下巻本を使用するので，第３学年の生徒に上巻本を給与する必要があるとは考えられない。

【問】中学校の「保健体育」「器楽合奏」等の教科書の給与は，どのように行えばよいか。

【答】中学校の保健体育は，第１学年から第３学年まで履習することとなっている必修教科であり，「保健体育」の教科書は３学年分が全一冊になっているので，第１学年の生徒に対し給与することとなる。

「器楽合奏」等については，各学校の教育課程において，履習することとなっている最初の学年に給与する。

なお，数か年間使用の教科書にあたっては，次年度以降において転学の場合を除き，再び給与することのないよう十分注意する必要がある。

【問】外国からの帰国子女を日本語能力が十分でないため，暫定的に学齢相当の学年よりも１学年下の学年で学習させていたが，その後十分な日本語能力を有することとなったので，学年の途中で本来の学年に戻すこととした。この場合の教科書給与は可能か。

【答】 日本語能力が十分でないという理由により，１学年下の学年で暫定的に学習させていたのであれば，当該学年の教科書を給与することになる。また，その後本来の学年に戻すのであれば，本来の学年の教科書を給与することは可能である。